

◆◇ 国土交通省『地域建設業経営強化融資制度』に基づく制度融資 ◇◇

「出来高融資」のご案内

KSS 西日本建設業保証グループ
(株)建設総合サービス

1 出来高融資とは？ > 2 仕組み・メリット > 3 利用条件 > 4 融資利率等 > 5 融資額の目安 > 6 手続きの流れ > 7 必要書類

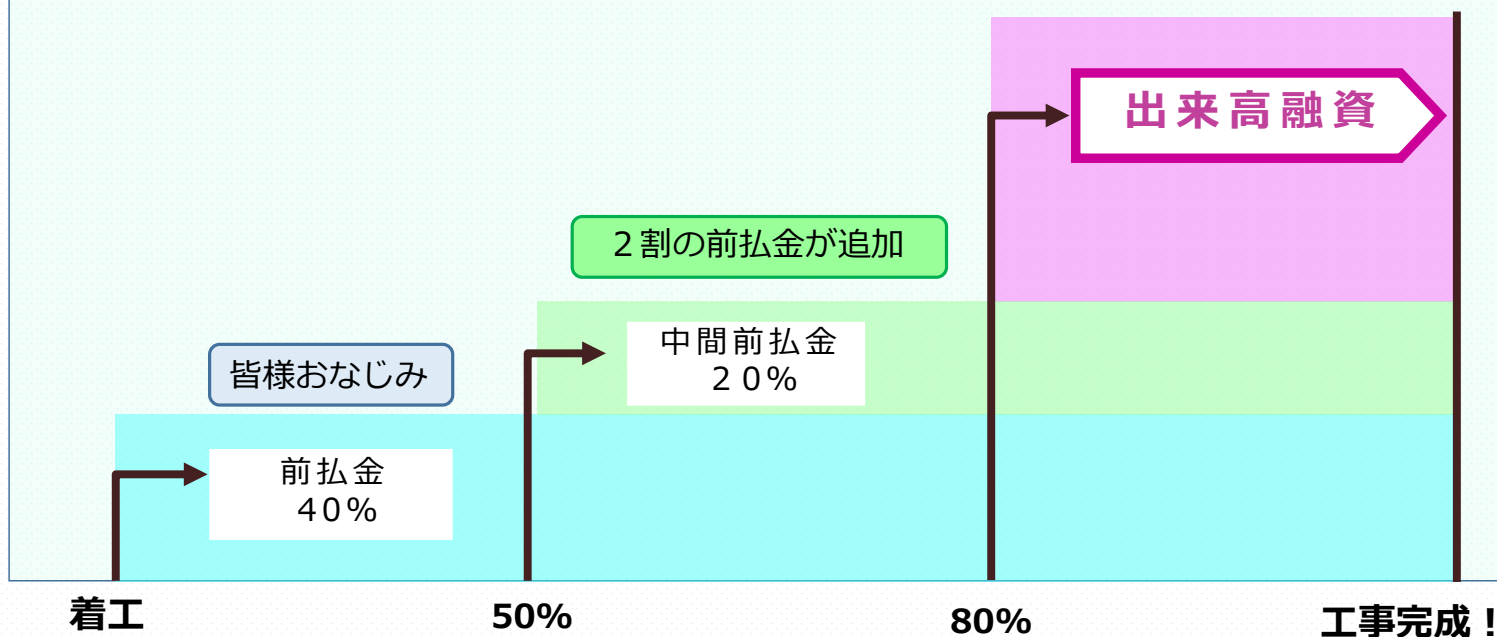
1 出来高融資とは？

前払金・中間前払金ご利用後の工事終盤においても、**工事の出来高に応じて**資金調達ができる融資制度です。

こんな時に便利！

- ・竣工検査まで時間がかかって入金が遅くなりそう…
- ・増額分の前払金が出なくて立替が長引きそう…
- ・発注者都合で3回目の工期延長…
- ・工事は予定より早く終わった。入金も早くなれば助かるのに…

工事代金入金まで
出来高に応じて
ご融資

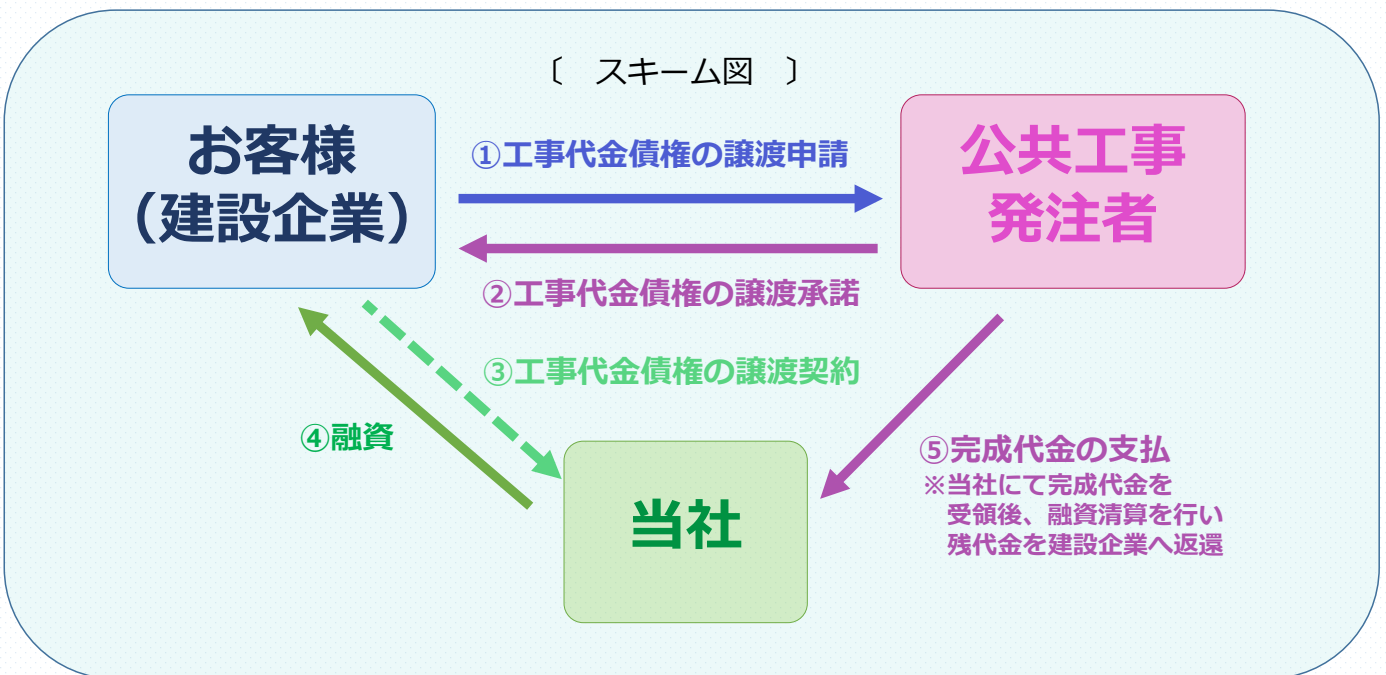


「あんしん」「かんたん」「べんり」な様々なメリットがあります
詳しくは次のページをご覧ください →

2 仕組み・メリット

出来高融資は、お客様が受注されている工事の、完成代金を請求する権利を当社にお譲り頂いた上で（債権譲渡）、その工事の出来高を担保に融資を行うものです。

債権譲渡は、発注者への申請・承諾が必要ですが、申請書類は当社にて準備しますので、手続きはカンタンです。



あんしん

- ◆保証人・不動産担保は不要で銀行の融資枠温存ができます
- ◆工期の延長に応じて、融資期間も延長します
- ◆完成代金の入金日に繰り上げ清算しますので、ムダな期間の利息が発生しません

かんたん

- ◆債権譲渡にかかる書類は当社が作成
- ◆出来高査定も現場を止める必要はありません

べんり

- ◆出来高が上がれば、同一工事で何度も融資が受けられます
- ◆竣工後(検査合格後～入金までの間)の融資も可能です

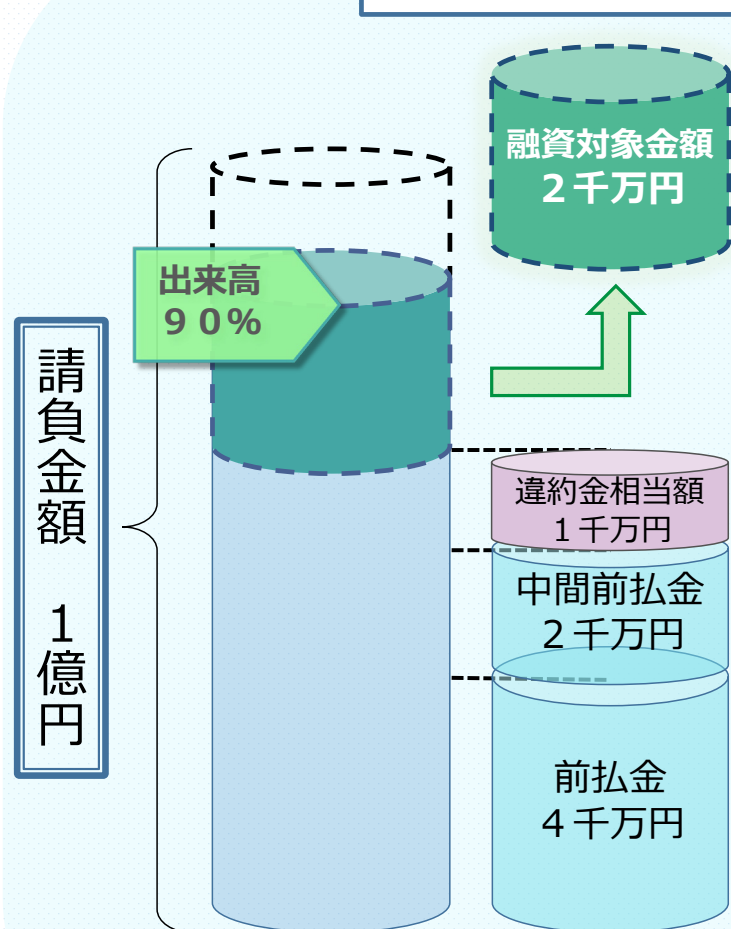
経審対策

- ◆当社出来高融資による借入金は、経審の評価項目である「負債回転期間」の計算式から控除することができ、経審結果(Y評点)に有利に作用します

対象企業	資本金20億円以下 または 従業員1,500人以下
対象工事	公共工事または公共性のある一定の民間工事（社会福祉施設等）
	工事出来高が50%以上であること
	低入札価格調査の対象となっていないこと
	履行保証について役務的保証を必要とする工事でないこと
	発注者が本制度での債権譲渡を認めていること ※発注者によりご利用できない場合がありますのでご注意ください

融資利率	年利 1.4% ~ 2.8%
事務手数料	10,000円 ※同じ工事で2回目以降の融資は7,000円（ともに消費税別）
出来高査定費用	20,000円~80,000円（消費税別）の範囲で実費を申し受けます。

融資金額の算出例（モデルケース）
 ※請負金額1億円 出来高90%の場合



（既受領済金額）
 = 出来高金額 - 前金・中前金等 - 違約金相当額

一般的には
 請負額の10%

本融資制度は、上記の式により算出した
融資対象金額を担保とします。

よって、実際のご融資金額は、**融資対象金額に担保掛目（通常90%）**を乗じて算出した金額が目安となります。

融資金額

= 融資対象金額 × 担保掛目(通常90%)
 = 2,000万円 × 90%
 = **1,800万円**
 ※中間前払金未利用時は3,600万円

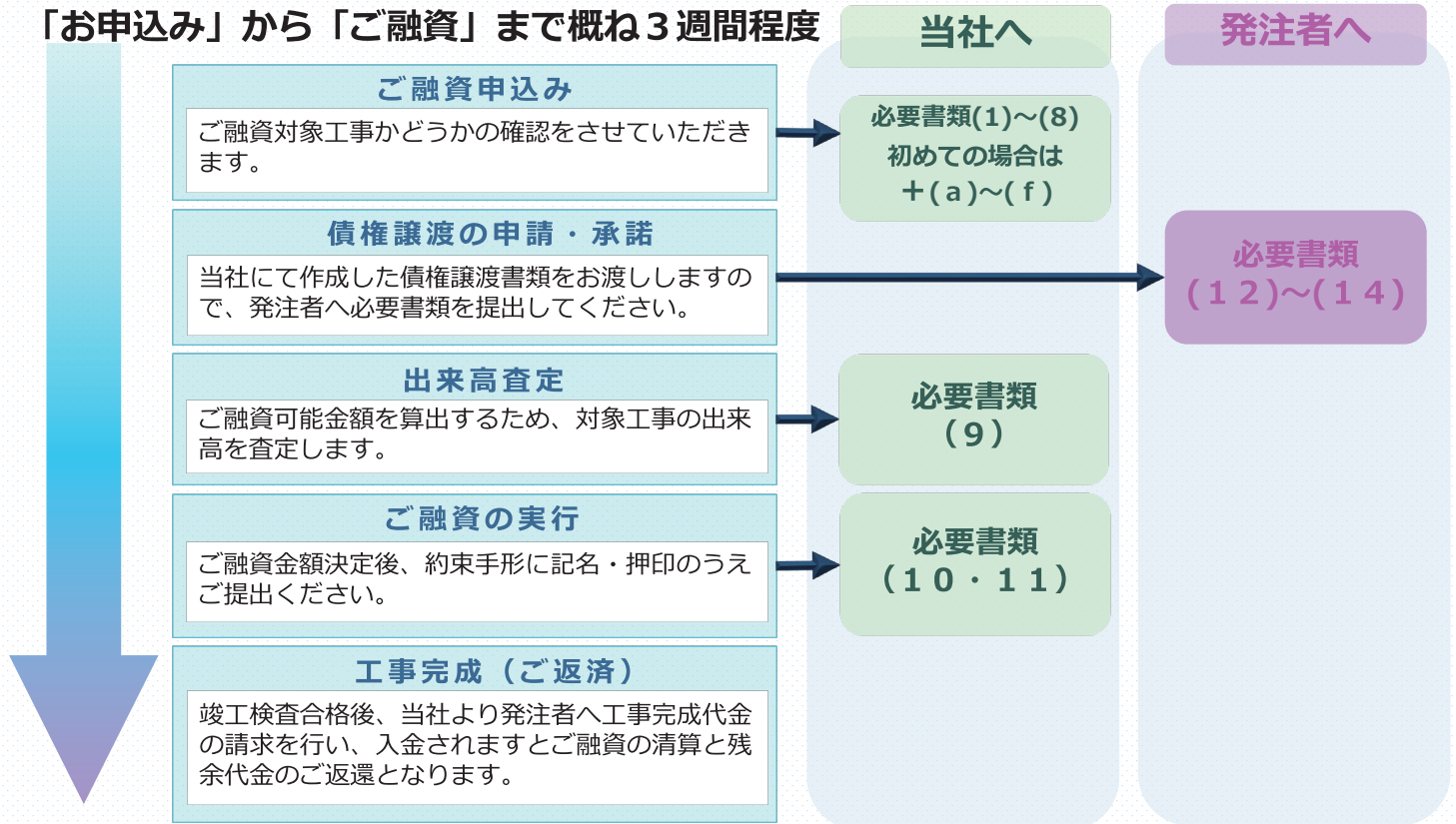
融資利息等

※融資利息を2.3%、融資日数を40日とした場合

融資利息 : 45,369円
 事務手数料 : 11,000円
 出来高査定費用 : 22,000円

合計 : 78,369円

「お申込み」から「ご融資」まで概ね3週間程度



	書類名	様式	備考
▼ 当社への申込書類			
(1)	出来高融資 申込書	当社様式	
(2)	出来高融資 同意書	当社様式	
(3)	工事請負契約書		変更契約がある場合は、その写しもご提出下さい。
(4)	前払金保証書		
(5)	中間前払金保証書		
(6)	部分払を受領したことが確認できる書類		
(7)	工事履行報告書等		出来高50%以上の確認
(8)	履行保証証書		
(9)	出来高査定資料		現場写真、実施工程表、出来高数量内訳書など工事毎にご依頼します。
(10)	約束手形	当社様式	お申込後当社より送付します。収入印紙が別途必要となります。
(11)	支払状況・支払計画書	当社様式	
▼ 発注者への提出書類			
(12)	債権譲渡契約証書	発注者様式	弊社にて作成したものを発注者へ提出していただきます。
(13)	債権譲渡承諾依頼書	発注者様式	弊社にて作成したものを発注者へ提出していただきます。
(14)	印鑑登録証明書		発行から3ヶ月以内のもの
▼ 初めてのお取引時に必要な書類			
(a)	納税証明書		国：納税証明書その3の3 府県：法人事業税・法人府県民税
(b)	印鑑登録証明書		発行から3ヶ月以内のもの
(c)	お取引時申込確認書	当社様式	「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に基づき、提出が必要となります。
(d)	履歴事項全部証明書		
(e)	ご担当者様の本人確認書類		運転免許証など顔写真付きの公的な書類
(f)	融資取引基本約定書	当社様式	お申込後当社より送付します。収入印紙が別途必要となります。

お問い合わせは
こちらまで

株式会社 建設総合サービス (貸金業登録番号 大阪府知事(7)第12785号)

〒550-0012 大阪市西区立売堀2-1-2建設交流館

TEL:06-6543-2848 / FAX:06-6543-2849

<https://www.wingbeat.net>

西日本建設業保証グループ

2025.6